



石川労働局発表
令和8年1月30日(金)

石川労働局労働基準部
担当: 健康安全課長 宮田玄彦
地方産業安全専門官 山中基智
連絡先 076(265)4424

「令和6年能登半島地震」復旧・復興工事における労働災害発生状況について (発災から2年目の状況)

～令和7年12月末現在、休業4日以上の災害は101人(うち死亡3人)～

やぎ けんいち

石川労働局(局長 八木 健一)は、「令和6年能登半島地震」(令和6年1月1日発生)の復旧・復興工事における石川県内の労働災害について、発災から2年目の節目にあたる令和7年12月末現在の発生状況及び当局における今後の取組について取りまとめました。

地震発生(令和6年1月1日)から令和7年12月末まで(24か月間)における労働災害の発生状況は以下のとおり。

1. 死亡者数の状況 (別添「表1」、「災害事例集」参照)

- ◆ 死亡者数は、3人となっており、令和6年9月～11月に3か月連続で発生したが、令和6年12月以降、現在まで13か月間、死亡災害は発生していない。
- ◆ 事故の型別では、「崩壊、倒壊」、「墜落・転落」、「はざまれ、巻き込まれ」が各1人となっている。
- ◆ 工事現場の種別では、「木造家屋解体工事」が2人、「トンネル復旧工事」(令和6年奥能登豪雨の影響による土砂崩壊)が1人となっている。
(別添「災害事例集」(P9下段、P10下段、P12上段) 参照)

2. 休業4日以上の死傷者数(死亡災害含む)の状況 (別添「表1～3」、「災害事例集」参照)

- ◆ 死傷者数は、101人となっている。
年別の内訳は、令和6年が54人(うち死亡3人)、令和7年が47人(うち死亡0人)。
- ◆ 事故の型別では、「墜落、転落」が46人(45.5%)と最も多く、屋根の端・梁等からの墜落、脚立・はしごからの転落、トラック・ダンプの荷台からの転落等が多い。
次いで「はざまれ・巻き込まれ」が12人(11.9%)と2番目に多く、建設関係機械に挟まれた事案及び敷設鉄板に足が挟まれた事案等が複数発生している。
「転倒」が9人(8.9%)と3番目に多く、廃材等の運搬作業中の転倒が多く発生している。
- ◆ 工事現場の種別では、「家屋解体工事(公費解体等)」での災害が65人(64.4%)と最も多く、全体の6割以上を占めている。公費解体が本格化した令和6年7月以降、災害が増加したが、解体完了目標(石川県)であった令和7年10月末以降は、公費解体工事の施工数の収束とともに当該工事での災害も落ち着きつつある。
「仮設住宅建築工事」での災害が12人(11.9%)と2番目に多い。発災後の集中的な仮設住宅建築工事により災害が増えたものの、現在は落ち着いている。

3. 地震発生以降の復旧・復興工事における労働災害の推移（別紙「表1」参照）

- ◆ 発災直後は、ライフラインの復旧工事や仮設住宅新築工事等における災害の発生により、県内の建設業の災害全体のうち復旧等工事での災害件数（被災者数）が2割以上を占めるようになった。
- ◆ 工事が本格化し始めた令和6年4月以降、復旧等工事での災害件数の増加に伴い、建設業全体に占める災害の割合も増加し、令和6年12月以降は、3割を超えた。
令和6年9月～令和7年2月は、1か月あたりの人数が6～8人で推移。
- ◆ 令和7年3月以降は、解体工事における災害件数が減少したことに伴い、復旧等工事全体の災害件数及び建設業に占める割合のいずれも減少傾向に転じている。
令和7年3月以降は、1か月あたりの件数は0～5人で推移。
- ◆ 公費解体の完了目標であった令和7年10月末以降、解体工事の施工数の収束により、解体工事現場での災害及び復旧等工事全体の災害がさらに減少している。
- ◆ 復旧等工事のうち解体工事における災害件数の内訳（年別及び半期別）
 - ・令和6年：29人【上期（1～6月）：4人 → 下期（7～12月）：25人】
 - ・令和7年：36人【上期（1～6月）：24人 → 下期（7～12月）：12人】

【今後の石川労働局及び各労働基準監督署における取組について】

公費解体については、別管理となっている大規模建築物等の施工を除き、令和7年12月末までに全ての解体が完了しているが、今後は、その他の復旧・復興工事の本格化に伴って、当該工事における労働災害の増加も懸念されることから、石川労働局においては、引き続き復旧等工事における労働災害の原因等を分析し、以下の取組を通じて、工事の進捗状況等に応じた労働災害防止対策の徹底を推進します。

（1）安全衛生巡回指導・パトロール等の実施

復旧・復興工事等における不安全な作業環境下での作業による災害防止及び粉じん・石綿等による健康障害防止等のため、能登地区を管轄する穴水労働基準監督署、七尾労働基準監督を中心に、引き続き作業現場の巡回指導等を重点的・継続的に実施します。

また、石川労働局内の全労働基準監督署による重点的なパトロール手法の一斉監督の実施も予定します。

（2）被災地域発信型の災害防止活動等の展開

穴水、七尾の各労働基準監督署がそれぞれ主体となり、発注機関（国、県、市町等）及び各地区の建設関係団体等の参画を得て、令和6年度に設置した各地区の「復興工事労働災害防止協議会」による現場パトロール及び周知・指導等、地域発信型の災害防止活動を引き続き実施します。

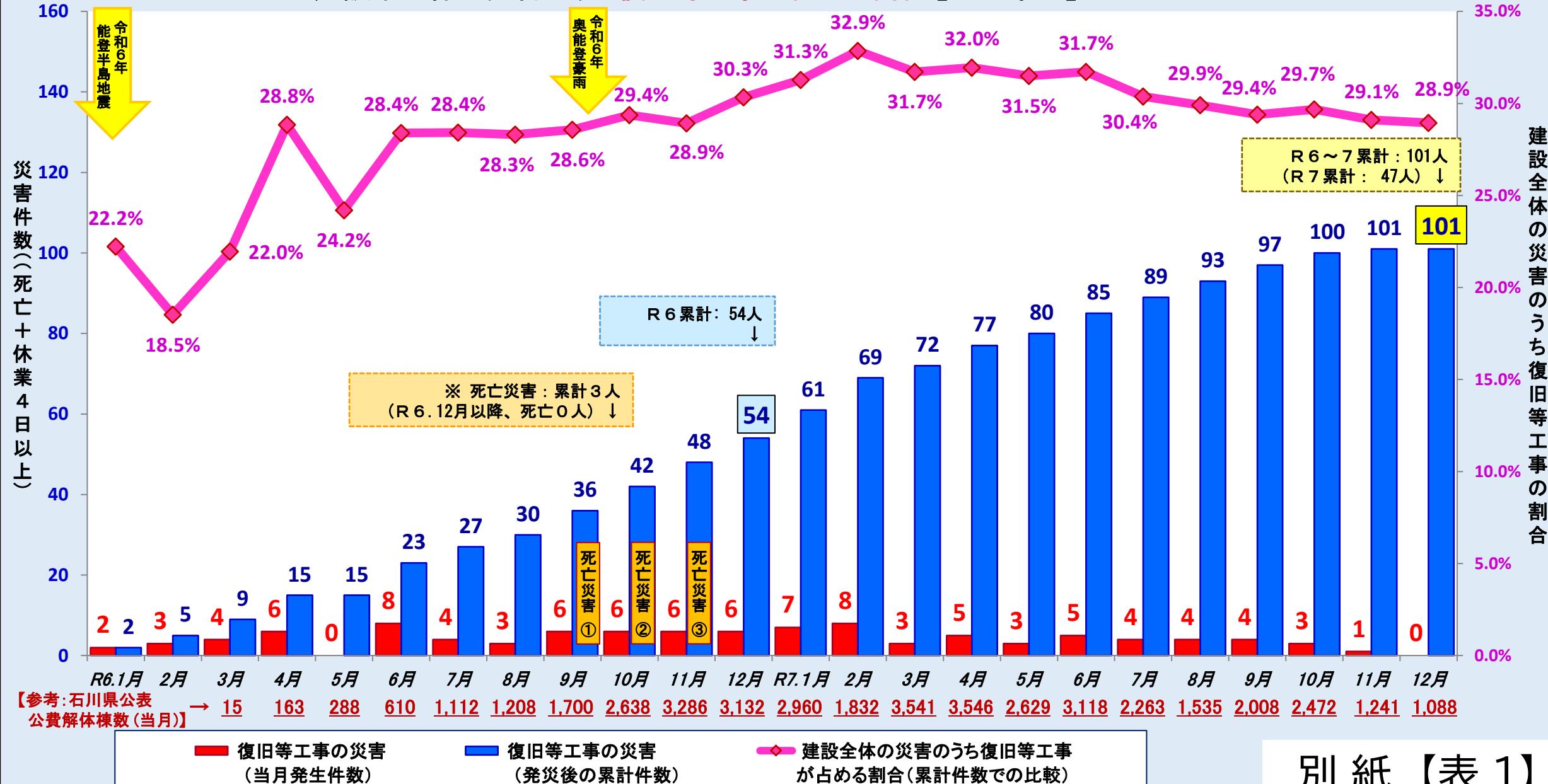
（3）関係機関・団体との連携による集団指導等の実施

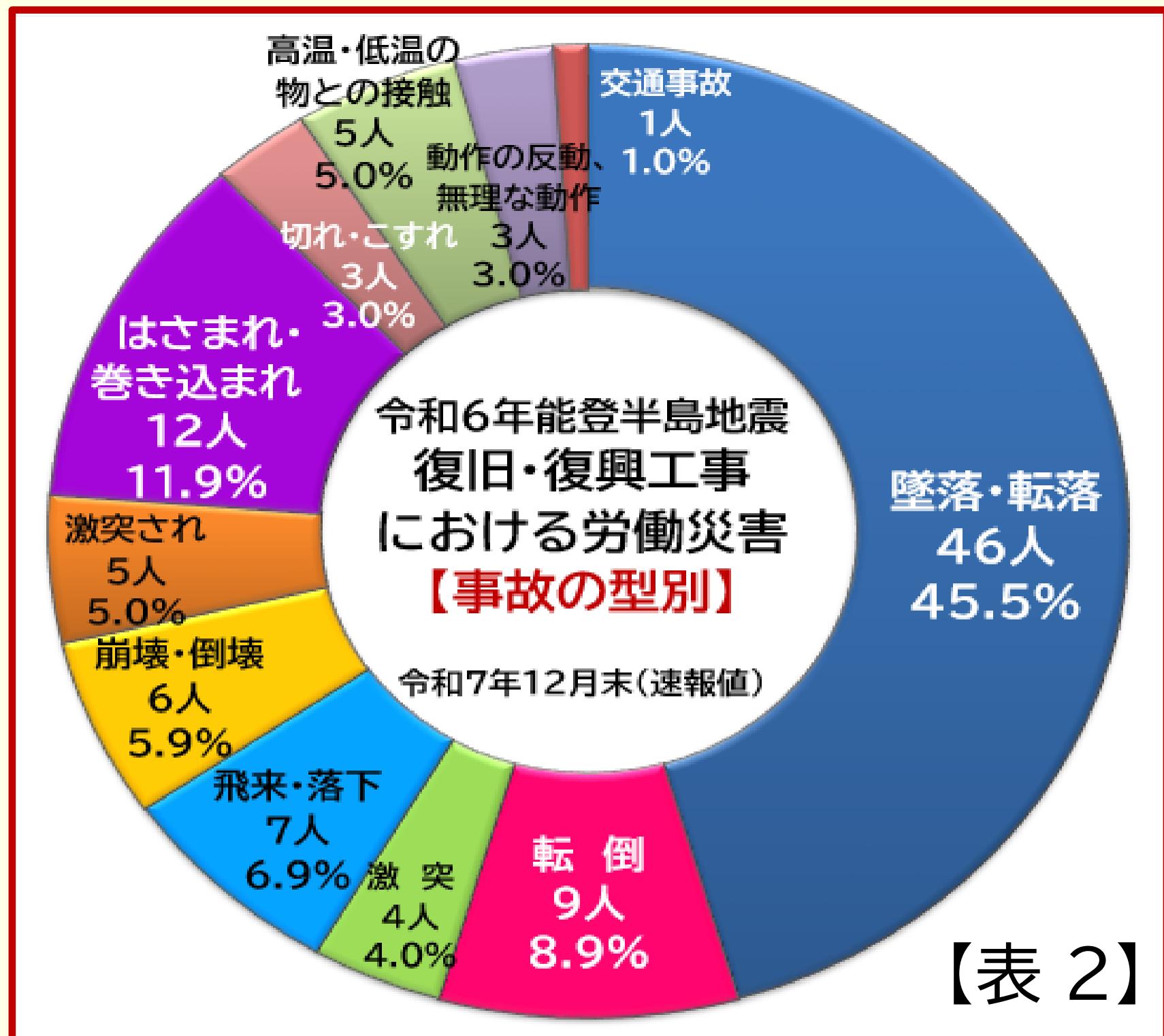
各工事発注機関（国、県、市町等）及び事業者団体、労働災害防止団体等と連携し、会議・講習会・安全パトロール・要請などの各種機会を活用し、県内の復旧・復興工事における安全作業の履行確保に向けた取組及び安全衛生意識の醸成を図ります。

【別添資料】

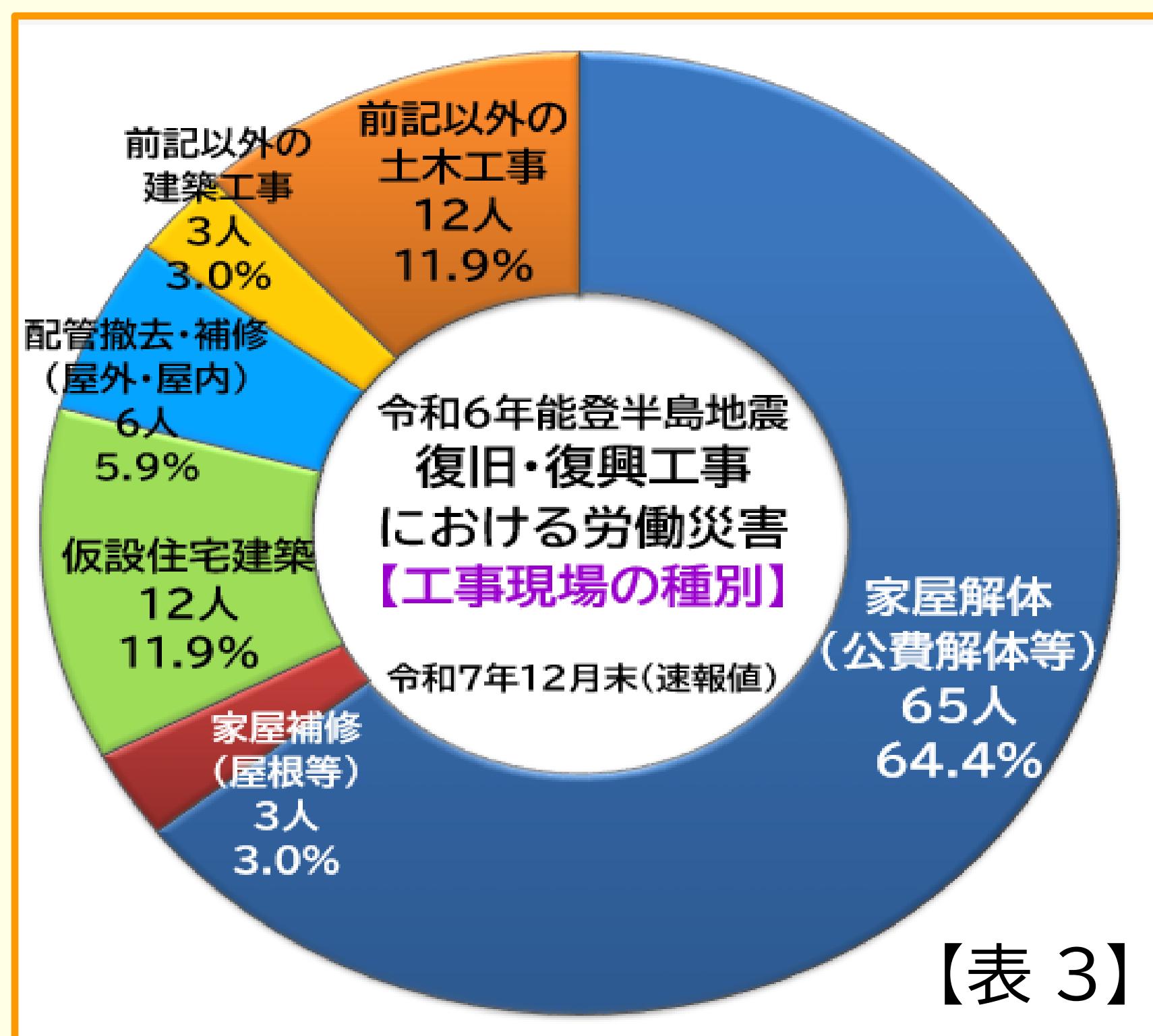
- ◆ 別添「令和6年能登半島地震」復旧・復興工事等における労働災害事例と安全対策のポイント（令和7年12月末現在）

能登半島地震・復旧等工事の労働災害(当月・累計)の推移及び
建設業全体の災害のうち復旧等工事が占める割合【石川県内】(令和7年12月末 速報値)





【表 2】



【表 3】

災害の実例
から学ぶ！

「令和6年能登半島地震」復旧・復興工事等における労働災害事例と安全対策のポイント

【発災から2年目の節目における状況…令和7年12月末現在】



【石川労働局HP】

トップページ

石川労働局



【石川労働局HP】

「令和6年能登半島地震」

関連情報ページ

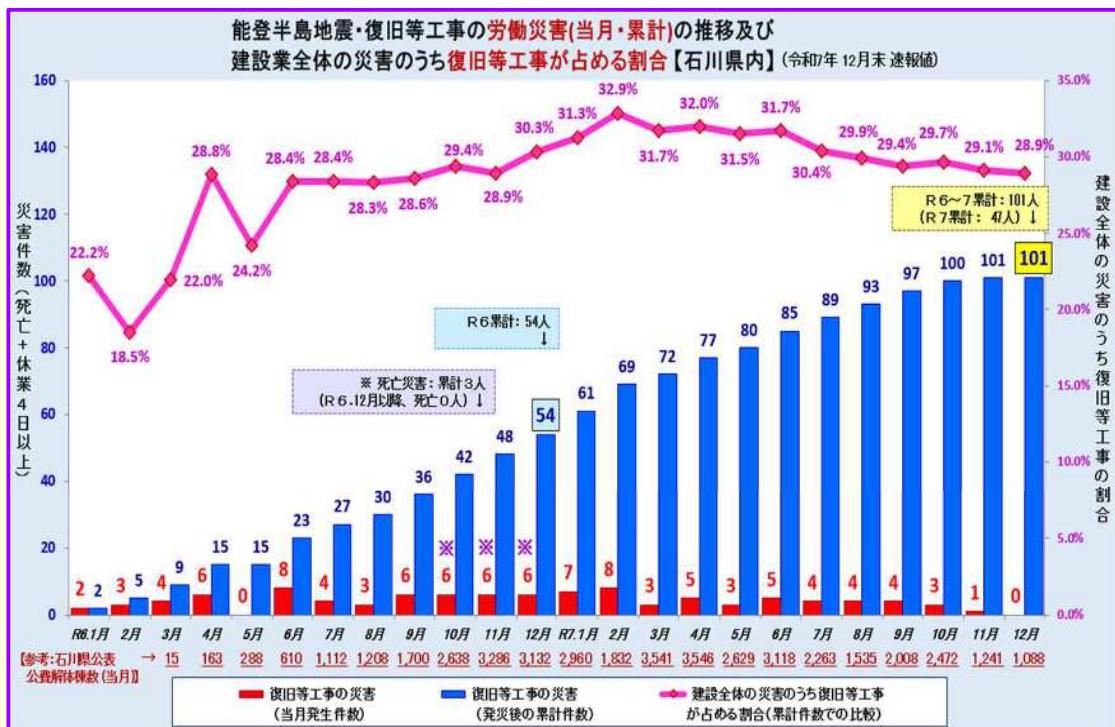
労働基準部 健康安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

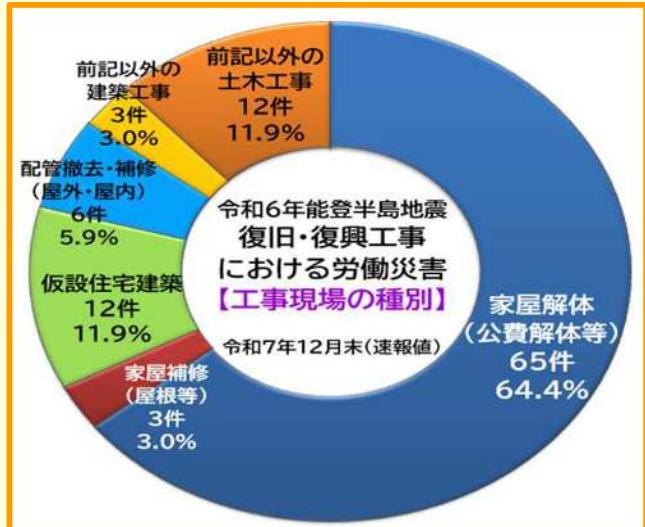
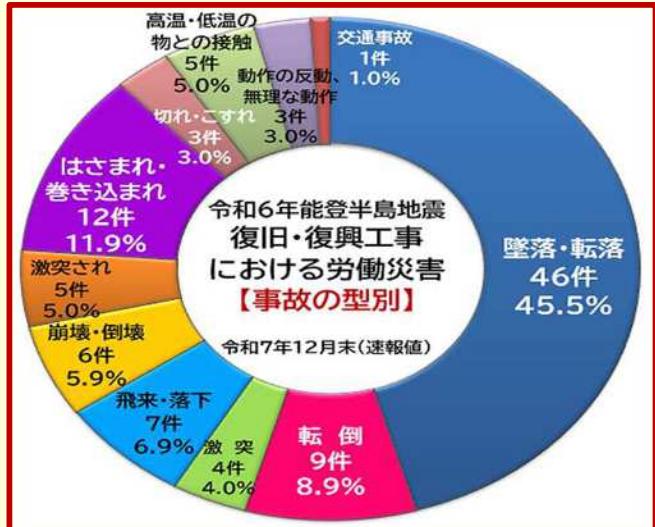
【参考統計】「令和6年能登半島地震」復旧等工事の労働災害件数(月別・累計)の推移 (建設業全体の災害のうち地震関連工事の内訳)

- ◆ 復旧等工事の労働災害件数について、建設業災害全体に占める割合は発災直後は2割程度、工事が本格化し始めた令和6年4月には3割弱まで増加したが、それ以降は令和6年11月頃までほぼ横ばい。
- ◆ 令和6年12月以降、建設業全体に占める割合は3割を超えたが、令和7年3月以降は減少傾向。
- ◆ 1か月あたり件数は、令和6年9月～令和7年2月は、6～8人で推移していたが、令和7年3月以降は0～5人に留まっている。
- ◆ 死亡災害は、令和6年9月～11月に3か月連続で発生したが、それ以降は現在まで死亡災害は発生していない。
- ◆ 公費解体は、当初計画の完了予定(令和7年10月)を迎えたが、一部未完了の解体工事の施工及び今後のその他復旧・復興工事の増加に伴う災害増加も懸念されるため、引き続き石川労働局及び各労働基準監督署における労働災害防止の取組の周知・指導及び関係団体・機関との連携等による安全作業の意識醸成を図っていく。



2

【参考統計】「令和6年能登半島地震」復旧工事の労働災害の内訳（「事故の型別」内訳及び「工事現場の種別」の内訳）



- ◆ 墜落・転落災害が最も多く45.5%を占めており、屋根の端・梁からの墜落、脚立・はしごからの転落、トラック・ダンプの荷台からの転落等が多い。
- ◆ はざまれ、巻き込まれ災害が2番目に多く、11.9%を占めており、建設機械への挟まれ事案及び敷設板への足の挟まれ事案等が複数発生している。
- ◆ 転倒災害が3番目に多く、9.0%を占めており、廃材等の運搬作業中の転倒が複数発生している。

- ◆ 家屋解体(公費解体等)工事の災害が最も多く、工事本格化に伴い災害比率も増加し、ピークの令和7年3月以降、全体の6割を超えたが、公費解体の当初の完了目標の令和7年10月以降、工事は収束しつつある。
- ◆ 仮設住宅建築工事及びその他の土木工事の災害が同率2番目で、それぞれ11.9%を占めている。
- ◆ 仮設住宅工事及び公費解体工事が一段落している一方、道路・河川・山林の復旧対策等の土木工事は継続して施工されている。

3

「令和6年能登半島地震」復旧工事における重篤な労働災害事例(死亡及び休業3か月以上)①

発生年月	休業等	業種	年齢	事故の型	起因物	発生状況(災害イメージ図) 【災害防止のポイント】	
令和6年2月	9か月	木造家屋建築工事業 (R6能登半島地震復旧工事関連)	50代	墜落、転落	木材、竹材	<p>屋根・外壁改修工事において、屋根上でコンパネ下地施工中に、余剰のコンパネとともに資材用の昇降機に同乗して降りたところ、下降途中でコンパネが跳ね、その衝撃で昇降機から墜落し、両足を負傷した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 資材運搬用の昇降機に、人は乗らない (人は適正な昇降設備を設置・使用) ▶ 安全ブロック及び墜落制止用器具 (安全帯)の使用 ▶ 高所作業に係る作業計画の周知・教育 ▶ 作業責任者の作業指揮・監視 	
令和6年2月	12か月	建築設備工事業 (R6能登半島地震復旧工事関連)	20代	崩壊、倒壊	地山、岩石	<p>埋設排水管の修繕工事において、修繕作業中に被災者が重機で誤って切断した電気配線及び配管を復旧していた際に、配管を搖さぶったところ、掘削した法面が崩れて土砂に埋まり、背部等を骨折した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地山・地層の状況を事前確認 ▶ 地山の状況に応じた崩壊防止措置 (土止め支保工など) ▶ 堀削及び溝内での作業計画の周知・教育 ▶ 作業責任者の作業指揮・監視 	4

「令和6年能登半島地震」復旧工事における重篤な労働災害事例(死亡及び休業3か月以上) ②

発生年月	休業等	業種	年齢	事故の型	起因物	発生状況(災害イメージ図) 【災害防止のポイント】
令和6年 3月	3か月	その他建設業 (R6能登半島地震復旧工事関連)	30代	はさまれ、巻き込まれ	トラック	<p>パイプライン復旧作業現場において、敷鉄板の継ぎ目付近を被災者が歩いていたところ、トラックの通行により敷鉄板が浮き上がり、片足が敷鉄板の下敷きになった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 仮設の通路は、段差、隙間、滑動等がないよう養生 ▶ 通路に目立つように注意喚起表示 ▶ 重機が通行する際は、安全な位置及び距離を確保 
令和6年 4月	3か月	建築設備工事業 (R6能登半島地震復旧工事関連)	20代	転倒	作業床、歩み板	<p>仮設住宅建築工事現場において、被災者が、現場搬入資材を確認後、事務所に戻る際、地面の段差で体勢を崩し、足首を負傷した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 安全通路の確保(幅、路面、段差、障害物など) ▶ 通路に目立つように注意喚起表示 ▶ 現場内を通行する際は、足元及び周囲に注意 

5

「令和6年能登半島地震」復旧工事における重篤な労働災害事例(死亡及び休業3か月以上) ③

発生年月	休業等	業種	年齢	事故の型	起因物	発生状況(災害イメージ図) 【災害防止のポイント】
令和6年 4月	3か月	木造家屋建築工事業 (R6能登半島地震復旧工事関連)	60代	墜落、転落	はしご等	<p>仮設住宅工事現場において、天井に部材取り付け作業中、はしごを上る途中で体勢を崩し、約2mの高さから墜落して背部を負傷した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 天井面の作業の際は安全な作業位置、作業体勢の確保(確保困難な場合は、うま足場、移動式足場、高所作業車等の使用) ▶ 移動はしごの適正な設置(転位防止措置、構造、強度、勾配、踏み面等) ▶ 高さ2m以上の場合は、墜落防止措置、墜落制止用器具(安全帯)等の使用 
令和6年 4月	3か月	木造家屋建築工事業 (R6能登半島地震復旧工事関連)	30代	墜落、転落	足場	<p>木造家屋解体作業現場において、解体中の建物の外部足場を被災者が昼休憩のため下りようとしたところ、足を踏み外して転落し足首を負傷した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 墜落防止設備(足場・作業床、手すり等) ▶ 防網の設置、親綱・安全ブロック・墜落制止用器具(安全帯)等の使用 ▶ 適正な昇降設備の設置(設置場所、踏み棧、手すり・中さん等) ▶ 高所作業に係る作業計画の周知・教育 

6

「令和6年能登半島地震」復旧工事における重篤な労働災害事例(死亡及び休業3か月以上)④

発生年月	休業等	業種	年齢	事故の型	起因物	発生状況(災害イメージ図) 【災害防止のポイント】
令和6年 4月	8か月	木造家屋 建築工事業 (R6能登半島 地震復旧 工事関連)	30代	墜落、転落	屋根、 はり、 もや、 けた、 合掌	<p>仮設住宅工事現場において、建方用の木材をクレーンで梁の上に仮置きする作業中に、梁の上に立って、部材の荷受け作業を行っていたところ、体勢を崩して墜落し、踵を負傷した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 墜落防止設備 (足場・作業床、手すり等) ▶ 防網の設置、親綱・安全ブロック・ 墜落制止用器具(安全帯)等の使用 ▶ 適正な昇降設備の設置 (設置場所、踏み桟、手すり・中さん等) ▶ 高所作業に係る作業計画の周知・教育 
令和6年 6月	4か月	木造家屋 建築工事業 (R6能登半島 地震復旧 工事関連)	30代	はされ、 巻き込まれ	金属材料	<p>仮設住宅工事現場において、休憩所から現場に向かって、敷鉄板の継ぎ目付近を被災者が歩いていたところ、トラックが通過した際に、鉄板の端が浮き上がり、足が敷鉄板の下敷きになり負傷した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 仮設の通路は、段差、隙間、滑動等がないよう養生 ▶ 通路に目立つように注意喚起表示 ▶ 重機が通行する際は、安全な位置及び距離を確保 

「令和6年能登半島地震」復旧工事における重篤な労働災害事例(死亡及び休業3か月以上)⑤

発生年月	休業等	業種	年齢	事故の型	起因物	発生状況(災害イメージ図) 【災害防止のポイント】
令和6年 8月	3か月	道路建設 工事業 (R6能登半島 地震復旧 工事関連)	30代	激突	はしご等	<p>道路復旧工事現場において、被災者が二連はしご上で倒木のツルを切断していたところ、枝がはねて体に当たって体勢を崩し、はしごから飛び降りて道路上に着地した際に両足首を負傷した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 安全な作業位置・体勢の確保 ▶ 高さ2m以上の場合は、墜落制止用器具(安全帯)等の使用 ▶ 脚部に滑り止め ▶ 転位防止措置(先端部の固定) ▶ 安全な立て掛け勾配(75°程度) 
令和6年 9月	15か月	木造家屋 建築工事業 (R6能登半島 地震復旧 工事関連)	40代	墜落、転落	屋根、 はり、 もや、 けた、 合掌	<p>木造家屋解体作業現場において、屋根上で雨樋の状況を確認していたところ、雨が降ってきたため、足元が滑って墜落し、足を負傷した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 墜落防止設備(足場・作業床、手すり等) ▶ 防網の設置、親綱・安全ブロック・ 墜落制止用器具(安全帯)等の使用 ▶ 耐滑性のある靴などの着用 ▶ 高所作業に係る安全作業計画の周知・教育 ▶ 作業責任者の作業指揮・監視 

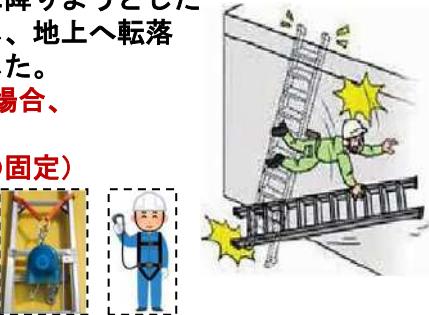
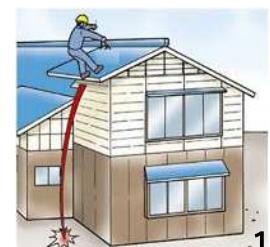
「令和6年能登半島地震」復旧工事における重篤な労働災害事例(死亡及び休業3か月以上) ⑥

発生年月	休業等	業種	年齢	事故の型	起因物	発生状況(災害イメージ図) 【災害防止のポイント】
令和6年9月	3か月	木造家屋建築工事業 (R6能登半島地震復旧工事関連)	70代	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	<p>木造家屋解体作業現場において、瓦下ろし作業後、下に降りるために、墜落制止用器具(安全帯)のフックを一旦外して掛け直す際に、雨で濡れて滑り易くなってしまっており、足を滑らせて墜落し、肩と臀部を負傷した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 墜落防止設備(足場・作業床、手すり等) ▶ 防網の設置、親綱・安全ブロック・墜落制止用器具(2丁式)等の使用 ▶ 耐滑性のある靴などの着用 ▶ 高所作業に係る安全作業計画の周知・教育 ▶ 作業責任者の作業指揮・監視 
令和6年9月	死亡	トンネル建設工事業 (R6能登半島地震復旧工事関連)	50代	崩壊、倒壊	地山、岩石	<p>トンネル復旧工事において、「令和6年奥能登豪雨」により、トンネル周囲の地山が崩落する土砂崩れが発生し、被災者が行方不明となった。翌日の捜索により、倒れたトラックの下敷きになっている状態で発見され、死亡を確認。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地震・大雨等の影響による地山の緩み等の可能性も考慮し、作業計画策定 ▶ 地山崩壊・土石落下のおそれのある場合、土止支保工、防網、浮石除去、立入禁止等 ▶ 地山の点検者指名、監視者配置等、点検頻度を高め、異常の早期発見に努める ▶ 強風、大雨、大雪による危険が予想される場合は作業中止 

「令和6年能登半島地震」復旧工事における重篤な労働災害事例(死亡及び休業3か月以上) ⑦

発生年月	休業等	業種	年齢	事故の型	起因物	発生状況(災害イメージ図) 【災害防止のポイント】
令和6年10月	4か月	木造家屋建築工事業 (R6能登半島地震復旧工事関連)	50代	墜落、転落	トラック	<p>木造家屋の解体作業現場において、廃材の集積・撤去作業中、ダンプの荷台から降りる際に、荷台後方の端から転落して、頸部等を負傷した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ トラックで荷の積み卸し作業の際は、安全な昇降設備(踏み台、ステップ等)を設置 ▶ トラックの荷台上・周辺で墜落・転落のおそれのある場所での作業は保護帽使用(最大積載量2t以上は昇降設備の設置及び保護帽の着用は義務) 
令和6年10月	死亡	木造家屋建築工事業 (R6能登半島地震復旧工事関連)	70代	墜落、転落	トラック	<p>木造家屋の解体作業現場において、道具を取り出すため、廃棄物運搬用のトラックの運転席後部と荷台の間の構台に乗ったところ、体勢を崩して荷台内側に墜落し、荷台内にあった屋根瓦に側頭部が激突し死亡した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 安全な作業床(幅、奥行等)の確保(不安全な場所には乗らない) ▶ 高さ2mの墜落危険のある場所では、墜落制止用器具(安全帯)の使用 ▶ トラックの荷台上及び周辺で墜落・転落のおそれのある場所で作業する場合は保護帽を使用(最大積載量2t以上は着用義務) 

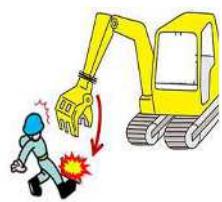
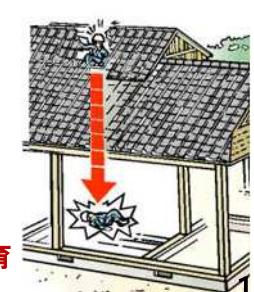
「令和6年能登半島地震」復旧工事における重篤な労働災害事例(死亡及び休業3か月以上) ⑧

発生年月	休業等	業種	年齢	事故の型	起因物	発生状況(災害イメージ図) 【災害防止のポイント】
令和6年 10月	3か月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業 (R6能登半島地震復旧工事関連)	70代	墜落、転落	はしご等	<p>学校の雨漏り補修工事で、厨房の屋上で防水材塗布作業中、昇降設備(移動はしご)から地上に降りようとした際、足を踏み外して体勢を崩し、地上へ転落し、背部、頭部を強打し負傷した。</p> <p>移動はしごを昇降設備で使う場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 転位防止措置 (脚部に滑り止め、先端部の固定) ▶ 安全な勾配(75°程度) ▶ 先端部の突き出し60cm以上 ▶ 安全ブロック及び墜落制止用器具(安全帯)の併用 
令和6年 10月	3か月	木造家屋建築工事業 (R6能登半島地震復旧工事関連)	40代	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	<p>木造家屋解体作業現場において、2階の屋根瓦を撤去する作業中、雨が降って濡れていたため、足を滑らせて1階の土間コンクリートに墜落し、腰背部を負傷した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 墜落防止設備(足場・作業床、手すり等) ▶ 防網の設置、親綱・安全ブロック・墜落制止用器具(安全帯)等の使用 ▶ 耐滑性のある靴などの着用 ▶ 高所作業に係る安全作業計画の周知・教育 ▶ 作業責任者の作業指揮・監視 

「令和6年能登半島地震」復旧工事における重篤な労働災害事例(死亡及び休業3か月以上) ⑨

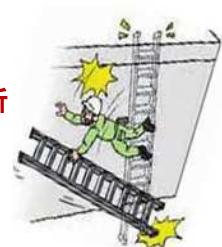
発生年月	休業等	業種	年齢	事故の型	起因物	発生状況(災害イメージ図) 【災害防止のポイント】
令和6年 11月	死亡	木造家屋建築工事業 (R6能登半島地震復旧工事関連)	70代	はさまれ、巻き込まれ	解体用機械	<p>木造家屋の解体作業現場において、廃材を入れたフレコンバッグを、解体用つかみ機で吊って移動させようとして、つかみ機の爪にフレコンバッグの紐を掛けていた作業員が、頭部をつかみ機に挟まれ死亡した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 原則として機械の用途外使用禁止 (荷の吊り上げは移動式クレーン又はクレーン機能付バックホー等を使用) ▶ 物体の飛来・激突等の危険のある範囲は立入禁止(誘導者も立入禁止) ▶ 安全な作業計画(作業方法等)の策定及び適切な資格者・誘導者等の配置 
令和6年 12月	12か月	木造家屋建築工事業 (R6能登半島地震復旧工事関連)	50代	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	<p>木造家屋の解体作業現場において、屋根瓦の撤去準備作業を行っていた作業員が、屋根上で立ち上がったところ体勢を崩し、屋根の端から墜落して停車中のダンプに激突した後、地面に転落して頭部等を負傷した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 墜落防止設備(足場・作業床、手すり等) ▶ 防網の設置、親綱・安全ブロック・墜落制止用器具(安全帯)等の使用 ▶ 耐滑性のある靴などの着用 ▶ 高所作業に係る安全作業計画の周知・教育 ▶ 作業責任者の作業指揮・監視 

「令和6年能登半島地震」復旧工事における重篤な労働災害事例(死亡及び休業3か月以上) ⑩

発生年月	休業等	業種	年齢	事故の型	起因物	発生状況(災害イメージ図) 【災害防止のポイント】
令和7年 1月	6か月	木造家屋 建築工事業 (R6能登半島 地震復旧 工事関連)	40 代	激突され	解体用 機械	<p>木造家屋の解体工事において、重機のメンテナンスのため、アタッチメントの交換作業をしていたところ、誤ってバケットを落下させてしまい、足が挟まれて負傷した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 物体の飛来・落下・激突等の危険のある範囲は、原則立入禁止 ▶ 危険範囲に入らざるを得ない場合は、囲い・覆い・安全ブロック等を使用 ▶ 安全確保及び非常に退避できる位置、体勢で作業 ▶ 安全な作業計画(作業方法・手順等)策定 
令和7年 2月	6か月	木造家屋 建築工事業 (R6能登半島 地震復旧 工事関連)	20 代	墜落、転落	屋根、 はり、 もや、 けた、 合掌	<p>木造倉庫の解体工事において、屋根上で屋根瓦の撤去作業を行っていたところ、足元の老朽・損傷していた屋根を踏み抜いて、地上の土間に墜落して肘・手首等を負傷した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 墜落防止設備(足場・作業床、手すり等) ▶ 防網の設置、親綱・安全ブロック・墜落制止用器具(安全帯)等の使用 ▶ 踏み抜き等のおそれのある場所では、歩み板、防網(水平ネット)の設置 ▶ 高所作業に係る安全作業計画の周知・教育 ▶ 作業責任者の作業指揮・監視 

13

「令和6年能登半島地震」復旧工事における重篤な労働災害事例(死亡及び休業3か月以上) ⑪

発生年月	休業等	業種	年齢	事故の型	起因物	発生状況(災害イメージ図) 【災害防止のポイント】
令和7年 2月	3か月	木造家屋 建築工事業 (R6能登半島 地震復旧 工事関連)	40 代	墜落、転落	はしご等	<p>木造家屋の解体工事において、屋根の上で瓦めくり作業を行っていた際に、休憩のため屋根から降りようとして、梯子に足を掛けたところ、梯子を立て掛けていた軒が老朽化により崩れて傾いたため体勢を崩して、地面に足から墜落して負傷した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 移動はしご(昇降設備)の固定場所及び転位防止(脚部・先端部)の設置場所の確認 ▶ 踏み抜き、腐食、損傷等のおそれのある場所では、補強措置又は歩み板、防網等の設置 ▶ 親綱・安全ブロック・墜落制止用器具(安全帯)等の使用 ▶ 安全作業計画の周知・教育 
令和7年 2月	3か月	木造家屋 建築工事業 (R6能登半島 地震復旧 工事関連)	70 代	崩壊、倒壊	建築物、 構築物	<p>木造家屋の解体工事において、壁面部分を壊していたところ、別の壁面が道路側に倒れそうになつたため、壁を支えようとしたが支えきれず、倒壊した壁の下敷きになり、足を負傷した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 解体対象物に倒壊のおそれがある時は、控え・囲い等の設置、倒壊スペースの確保 ▶ 倒壊のおそれのある範囲には立ち入らない ▶ 対象物の形状・損傷状況、周囲環境等の事前調査に基づく作業計画策定及び周知・教育 ▶ 作業責任者の作業指揮・監視 

14

「令和6年能登半島地震」復旧工事における重篤な労働災害事例(死亡及び休業3か月以上) ⑫

発生年月	休業等	業種	年齢	事故の型	起因物	発生状況(災害イメージ図) 【災害防止のポイント】
令和7年 3月	3か月	木造家屋 建築工事業 (R6能登半島 地震復旧 工事関連)	40代	墜落、転落	屋根、 はり、 もや、 けた、 合掌	<p>木造家屋の解体工事において、大屋根において安全対策用の防網の撤収作業をしていたところ、瓦撤去後の屋根面で足を滑らせて小屋根に一旦転落した後、地面に墜落し、足を負傷した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 防網の設置、親綱・安全ブロック・墜落制止用器具(安全帯)等の使用 ▶ 耐滑性のある靴などの着用 ▶ 高所作業に係る安全作業計画の周知・教育(撤収時の作業方法・手順も含む) ▶ 作業責任者の作業指揮・監視 
令和7年 4月	3か月	道路建設 工事業 (R6能登半島 地震復旧 工事関連)	70代	はさまれ、 巻き込まれ	掘削用 機械	<p>廃棄物処分場内の道路舗装工事において、養生鉄板をダンプに積み込む作業中、ドラグ・ショベル(バックホウ)のバケット部分のフックに鉄板を吊り下げる際、鉄板に近付いたところ、鉄板の端が荷台に当たり、横滑りした鉄板と荷台の隅との間に足を挟まれて負傷した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 吊った荷の直下及び振れ・回転・落下等のおそれのある範囲は原則立入禁止 ▶ 非常に退避できる位置、体勢で作業 ▶ 安全な作業計画(方法・手順等)の策定 ▶ 原則として機械の用途外使用は禁止(荷の吊り上げは、移動式クレーン又はクレーン仕様パック杓等を使用) 

「令和6年能登半島地震」復旧工事における重篤な労働災害事例(死亡及び休業3か月以上) ⑬

発生年月	休業等	業種	年齢	事故の型	起因物	発生状況(災害イメージ図) 【災害防止のポイント】
令和7年 4月	6か月	木造家屋 建築工事業 (R6能登半島 地震復旧 工事関連)	40代	激突され	解体用 機械	<p>木造家屋の解体工事において、解体用機械を使用して解体作業を行っていたところ、操作を誤って、作業員がいる方向に柱を倒してしまい、倒れた柱が作業員に激突し、後頭部及び頸部を負傷した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 解体用機械への接触又は解体する構造物、部材等が倒壊・飛来・落下する等のおそれのある範囲は立入禁止 ▶ 非常に退避できる位置、体勢で作業・待機等 ▶ 誘導員・監視員の配置 ▶ 安全な作業計画(方法・手順等)の策定 
令和7年 5月	3か月	木造家屋 建築工事業 (R6能登半島 地震復旧 工事関連)	30代	墜落・転落	はしご等	<p>木造家屋の解体工事において、壁に立て掛けた移動はしごの上に乗って、壁面のバラシ作業を行っていたところ、はしごの脚部が後方に滑り、はしごと一緒に地面まで滑り落ちて手首を負傷した。</p> <p>移動はしごに乗って、作業を行う場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 安全かつ適正な設置場所(安全確保困難な場合は、うま足場、移動式足場、高所作業車等の使用) ▶ 転位防止措置(脚部の滑り止め、先端部の固定) ▶ 高さ2m以上の場合は、墜落防止措置、墜落制止用器具(安全帯)等の使用 

「令和6年能登半島地震」復旧工事における重篤な労働災害事例(死亡及び休業3か月以上) ⑭

発生年月	休業等	業種	年齢	事故の型	起因物	発生状況(災害イメージ図) 【災害防止のポイント】
令和7年 6月	6か月	木造家屋 建築工事業 (R6能登半島 地震復旧 工事関連)	30代	墜落・転落	その他の 装置、 設備	<p>木造家屋の解体工事において、浄化槽の上に乗って、上部の蓋を外す作業を行っていたところ、蓋を外した際に乗っていた浄化槽の天井面が割れ、浄化槽の中に転落して腰部と足首を負傷した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 老朽化した構造物等の上で作業又は移動する場合、歩み板(足場板)等を設置 ▶ 安全な作業位置、作業体勢の確保 ▶ 墜落・転落・踏み抜き等のおそれのある場合は、墜落防止措置、墜落制止用器具(安全帯)等の使用 ▶ 対象物の構造・材質・劣化状況等を踏まえた安全な作業計画の策定 
令和7年 8月	3か月	道路建設 工事業 (R6能登半島 地震復旧 工事関連)	50代	墜落・転落	はしご等	<p>道路復旧工事の準備のため、ユニット式ハウスを設置後、屋根上の玉掛け用金具を回収しようと、移動はしごを立て掛け昇降していた際に、体勢を崩して転落し、胸部及び踵を負傷した。 (梯子の表裏を逆向きに立て掛けていた。)</p> <p>移動はしごを昇降設備で使う場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 安全かつ適正な設置方向・場所 ▶ 転位防止措置 (脚部の滑り止め、先端部の固定) ▶ 安全な勾配(75°程度) ▶ 先端部の突き出し60cm以上 

17

「令和6年能登半島地震」復旧工事における重篤な労働災害事例(死亡及び休業3か月以上) ⑮

発生年月	休業等	業種	年齢	事故の型	起因物	発生状況(災害イメージ図) 【災害防止のポイント】
令和7年 9月	12か月	木造家屋 建築工事業 (R6能登半島 地震復旧 工事関連)	30代	崩壊、倒壊	掘削用 機械	<p>木造家屋の解体作業現場において、ブロック塀の解体作業中に、ドラグ・ショベル(バックホウ)を使用して、塀の端から順番に崩していたところ、残っていたブロック塀が倒壊し、塀の前で待機していた作業員が下敷きとなって胸部、腰部等を負傷した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 解体対象物に倒壊のおそれがある時は、倒壊のおそれのある範囲で作業、待機等は禁止 ▶ 対象物の形状・損傷状況等の事前調査に基づく作業計画策定及び周知・教育 ▶ 作業責任者の作業指揮・監視 
令和7年 10月	3か月	道路建設 工事業 (R6能登半島 地震復旧 工事関連)	20代	激突され	解体用 機械	<p>木造家屋の解体作業現場において、廃材を解体用つかみ機でダンプに積み込む作業中、つかみ機で挟んだ廃材が、トラック運転席の上部に立っていた作業員の足に激突し、足を負傷した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ つかんだ荷の振れ・回転・落下等のおそれのある範囲は立入禁止 ▶ 非常時に退避できる位置、体勢で作業・待機等 ▶ 誘導員・監視員の配置 ▶ 安全な作業計画(方法・手順等)の策定 

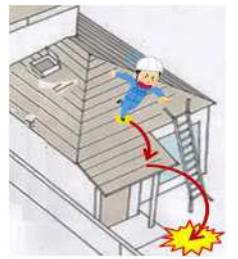
18

「令和6年能登半島地震」復旧工事における重篤な労働災害事例(死亡及び休業3か月以上) ⑯

発生年月	休業等	業種	年齢	事故の型	起因物	発生状況(災害イメージ図) 【災害防止のポイント】
令和7年 10月	3か月	木造家屋 建築工事業 (R6能登半島 地震復旧 工事関連)	50代	崩壊、倒壊	建築物、構築物	<p>木造家屋の解体作業現場において、2階のトイレの壁を解体する作業中、手持ち式のはつり機(ブレーカー)を使用して、腰の高さあたりの壁をはつって薄くした後、手で壁を奥側に押し倒して崩そうとしたところ、壁が手前側に倒壊し、足を巻き込まれて下腿部を負傷した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 解体対象物に倒壊のおそれがある時は、控え・囲い等の設置、倒壊スペースの確保 ▶ 倒壊のおそれのある範囲には立ち入らない ▶ 対象物の形状・損傷状況等の事前調査に基づく作業計画策定及び周知・教育 ▶ 作業責任者の作業指揮・監視 
令和7年 10月	3か月	鉄骨・鉄筋 コンクリート造家屋 建築工事業 (R6能登半島 地震復旧 工事関連)	50代	激突され	トラック	<p>学校校舎の解体工事において、廃材積込作業場で、フレコンバッグに詰め込んだ廃材をドラグ・ショベル(バックホウ)で吊り上げてトラックに積み込む作業中、機体を旋回させたところ、トラックの運転席上部に移動中の作業員にフレコンバッグが激突して地面に墜落し、手首及び腰部を負傷した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 機械の旋回範囲及び吊り荷の振れ・回転・落下等の危険のある場所は立入禁止 ▶ 安全確保できる位置、体勢で作業・待機 ▶ 誘導員・監視員の配置 ▶ 安全な作業計画(方法・手順等)の策定 

19

「令和6年能登半島地震」復旧工事における重篤な労働災害事例(死亡及び休業3か月以上) ⑰

発生年月	休業等	業種	年齢	事故の型	起因物	発生状況(災害イメージ図) 【災害防止のポイント】
令和7年 11月	3か月	木造家屋 建築工事業 (R6能登半島 地震復旧 工事関連)	40代	墜落・転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	<p>木造施設の解体作業現場において、2階の窓から1階の屋根上に廃材を搬出する作業中、休憩のために墜落制止用器具(安全帯)を外して、建屋内部に戻ろうとしたところ、屋根上に散乱していた廃材で足が滑り、玄関屋根に転落した後、地面に墜落して右手及び胸部を負傷した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 墜落防止設備(足場・作業床、手すり・防網等)の設置 ▶ 安全な通路・作業床の確保(整理・整頓) ▶ 耐滑性のある靴などの着用 ▶ 高所作業に係る安全作業計画の周知・教育 ▶ 作業責任者の作業指揮・監視 

20